

ゲストアカウント作成・運営ポリシー

2010年11月15日制定

[はじめに]

このゲストアカウント作成・運営ポリシーは、京都工芸繊維大学（以下、本学）情報科学センター（以下、CIS）が、CIS 非利用登録者に対して提供するゲストアカウントサービスに関して、ゲストアカウントの作成ならびに運営に関わるポリシーを定めるものである。

[ゲストアカウントサービス]

ゲストアカウントサービスとは、本学ネットワークへの接続資格を期限を限って提供するサービスである。

[ゲストアカウント責任者]

ゲストアカウント責任者は本学教職員であり、ゲストアカウント作成申請を行った CIS 利用登録者である。

[ゲストアカウント管理者]

ゲストアカウント管理者は、ゲストアカウントの管理運営を行う者であり、ゲストアカウント責任者が指定する。ただし、ゲストアカウント責任者がゲストアカウント管理者を兼ねても構わない。

[ゲストアカウント利用目的]

CIS で提供するゲストアカウントの利用目的は以下に限る。

- (1) 教育研究組織が行う業務活動
- (2) 本学学生に対する教育活動
- (3) CIS 利用登録者の研究活動
- (4) その他ゲストアカウント利用が適切であると CIS が判断したもの。

[ゲストアカウント作成を認めない場合]

以下の場合には、あるいは以下の場合に当てはまるおそれがある場合には、ゲストアカウントの作成を許可しない。また、作成後であっても、以下に当てはまるあるいは当てはまるおそれが発覚した場合には、ゲストアカウントを廃止することがある。

- (1) 営利目的に利用する場合
- (2) ゲストアカウントの運営内容が公序良俗に反する場合
- (3) ゲストアカウント責任者あるいは管理者がそれぞれの責任を負うことができない場合
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する場合
- (5) 法令、条例、および本学規則に違反する場合
- (6) 第三者に不利益又は損害を与える場合
- (7) その他ゲストアカウントの作成が不適切だと CIS が判断した場合

[ゲストアカウント作成]

ゲストアカウントは、ゲストアカウント責任者の申請により作成する。ゲストアカウント作成を希望するゲストアカウント責任者は、所定の用紙に必要事項を記載の上、CIS へ申請する。CIS では利用目的等、申請内容を検討の上、作成の可否を決定し、申請者に通知する。

[ゲストアカウント責任者の責任]

ゲストアカウント責任者は、以下に挙げる義務および責任を負う。

- (1) 作成したゲストアカウントの管理・運営について、その一切の責任を持つものとする。
- (2) 適切なゲストアカウントの管理・運営のために、ゲストアカウント管理者に対する指示を与える。
- (3) ゲストアカウント管理者を変更する場合には、所定の様式により直ちに申請する。
- (4) 利用期間中にゲストアカウントを廃止する場合には所定の様式により届け出る。
- (5) その他、ゲストアカウントを適切に運用するために必要な事項を実施する。

[ゲストアカウント管理者の責任]

ゲストアカウント管理者は、以下に挙げる義務および責任を負う。

- (1) ゲストアカウント実施手順に従い、適切な管理・運営を行う。
- (2) ゲストアカウントの不正利用あるいは本学セキュリティポリシー違反を発見した場合には CIS に直ちに通知する。
- (3) その他、ゲストアカウントを適切に運用するために必要な事項を実施する。

[本ポリシーの改定]

本ポリシーは、CIS の判断により CIS 登録利用者の承諾無く随時変更・改定することができるものとし、CIS の Web ページに掲載することによってその変更内容を随時告知するものとする。上記告知の時点をもって、本ポリシーおよびその変更・改定版は、すべての CIS 利用登録者と CIS との間で将来に向かって適用されるものとする。

以上

ゲストアカウント実施手順

- 1) 来訪者ネットワークシステム説明書および登録票を情報科学センター管理室で受け取る。
- 2) 来訪者に説明書と登録票を配布し、必要事項を記載させた上で、登録票の下半分を回収する。
- 3) 来訪者に本学のセキュリティポリシーおよび対策指針を熟読し遵守するよう指導する。
- 4) 回収した登録票の下半分および未発行の登録票を、利用期間終了後できるだけ速やかに情報科学センター管理室に提出する。
- 5) ネットワーク接続への不具合、トラブル等が発生した場合は、情報科学センターに速やかに連絡し指示を仰ぐ。

以上